

10月から12月のし尿収集日程

Table with 4 columns: 地区名, 10月, 11月, 12月. Lists collection dates for various districts like 川上・猪瀬・錦山・広根, etc.

都合によって日程が前後することがあります。

10月は、し尿収集手数料(定額制)の契約更新月になります。更新対象者に手続きの納付書を送付しますので、世帯人数に変更がなければ、最寄の金融機関で納付してください。

し尿収集定額制料金表(年額)

Table with 2 columns: 人数, 料金. Shows rates for 1-3 people (7,800円), 4-5 people (12,360円), etc.

前納し、毎月1回定期に収集する。(料金は左表のとおり)【従量制】事業所や臨時で収集を希望する時に電話で申込み、その都度収集します。料金は、収集量によって算定(10当たり85円)します。一般家庭

し尿収集契約の更新手続きを



浄化槽は、下水道と同様に汚水を処理することができ、環境への負担を少なくします。しかし、正しく管理しなければ本来の機能が発揮できません。浄化槽法では、浄化槽の所有者に「浄化槽管理者」として、次のような義務付を行っています。

浄化槽の保守点検と清掃を、毎年、法律で定められた回数を行い、その記録を3年間保存する。

毎年、兵庫県水質保全センターによる法定検査を受ける。

これらの規定に違反すると処罰の対象となりますので、適正に浄化槽を管理してください。

浄化槽の保守点検および清掃は、許可をもった業者に委託してください。

問い合わせは、生活環境課(766-8712)へ。



はしか ~現代麻疹事情~

たのうえこどもクリニック 田上久樹医院長

日本で麻疹ワクチンの定期接種が始まったのは1978年からです。よって、ある年齢以上の方はワクチン接種の機会がなく、ほとんど全ての方が麻疹に罹患したと考えられます。数日続く発熱、激しい咳など麻疹自体の苦しみもかなりのものですが、本当に恐いのは合併症です。合併症の中でも脳炎は報告者に

より差はありますが、麻疹患者のうち約1,000人から2,000人に1人発生するといわれ、脳炎の予後は決してよいものではありません。近年では20歳代の成人麻疹も増加傾向にあり、麻疹は決して子どもだけの問題ではなくなっています。

麻疹に対する特異的な治療法はなく、ワクチンによる予防が最も重要です。最近ではワクチンの予防効果を、より確実にするために、現行の1回接種から2回接種への移行が検討されているようです。現時点では大切な子ども達の健康を守るために、1歳の誕生日を過ぎたら早期に麻疹のワクチンを接種させることが大切です。生後90カ月を過ぎ、公的な無料接種の対象外となった未接種かつ未罹患の方でも、医療機関で相談し可能な限り自費接種をお勧めします。

では、定額制の利用をお勧めします。申込み・問い合わせは、生活環境課(766-8712)へ。

実施場所下表の指定医療機関

対象本町に住居票があり、接種時に満65歳以上で希望する人と、60歳以上65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する人(身体障害者手帳1級または同程度の診断書をお持ちの人) 町外の人は、居住地の市町で交付を受けた「予防接種依頼書」をあらかじめ

高齢者のインフルエンザ予防接種

高齢者のインフルエンザ感染を予防するため、希望者に対して予防接種を実施します。事前に指定医療機関で予約のうえ、接種を受けてください。

期間 10月15日~平成17年1月31日

ワクチン接種後、抗体獲得まで約2週間程度かかります。インフルエンザは12月下旬~3月にかけて流行することが多いので、できるだけ12月上旬までに接種することをお勧めします。

ワクチンの製造に限りがあります。期間は1月31日までですが、ワクチンがなくなると接種できないことがあります。できるだけ早く予約をされることをお勧めします。

接種方法 事前に指定医療機関に予約して、説明書と予診票を受け取ってください。説明書をよく読み、あらかじめ予診票に記入して持参し、接種を受けてください。問い合わせは、保健センター(766-1000)へ。

高齢者のインフルエンザ予防接種指定医療機関

Table with 6 columns: 医療機関名, 電話番号, 所在地, 医療機関名, 電話番号, 所在地. Lists various medical facilities across the region.

薬と健康の週間

10月17日(日)~同23日(土)

知っていますかお薬のこと! まずは聞くことから始めませんか!



説明書を読み、薬を正しく使いましょう。用法・用量を守りましょう。薬についての相談は専門家に(自己判断はやめましょう)。問合せは、兵庫県健康生活部健康局薬務課(078-362-3267)へ。

薬についての相談は最寄の薬局・薬店へ